

# HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

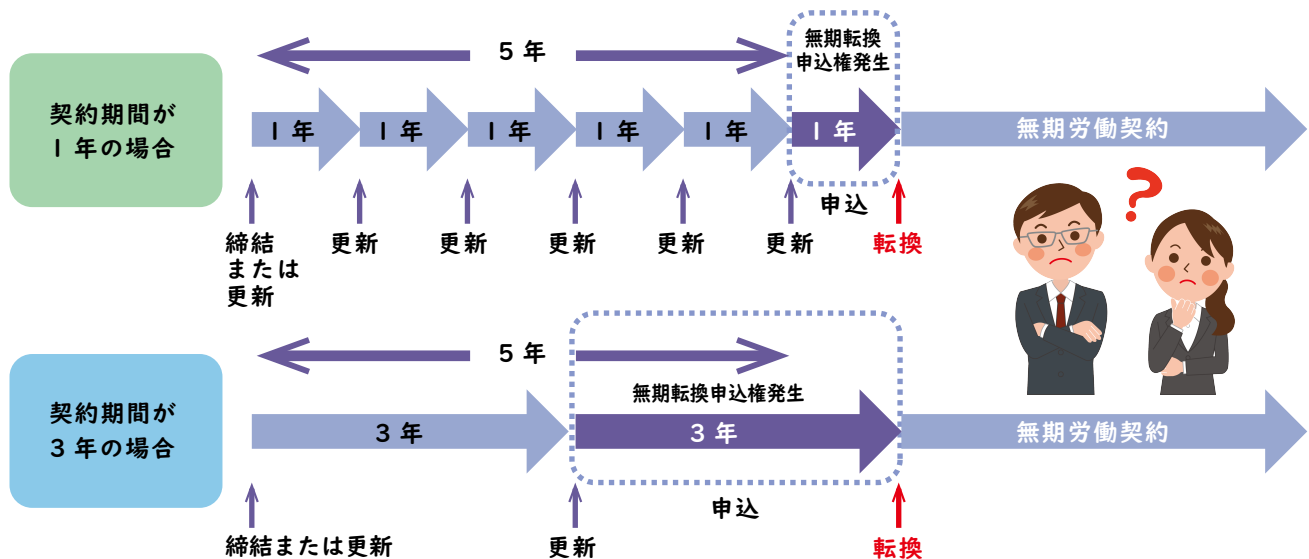
## 再確認！！

## 無期転換ルール

平成30年4月より本格的に申込権が発生している「無期転換ルール」ですが、今回のヒューマン・プライム通信では、今後の労使トラブル防止のために、改めてルールを確認します。



■ **無期転換ルールとは** 有期労働契約が更新されて5年を超えて更新された場合は、有期契約労働者（契約社員やアルバイトなどの名称を問わず、雇用期間が定められた社員）の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されます。 ※無期転換の申込みがあった場合、申込時の有期労働契約が終了する日の翌日から無期労働契約になります。



### ■ 無期転換申込み権発生条件

以下①～③の3つの要件が揃ったとき、無期転換申込み権が発生します。

#### ① 有期労働契約の通算期間が5年を超えている

※同一の使用者ととの間で「無契約期間」が一定の長さ（右表参照）以上にわたる場合、この期間がクーリング期間として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から除外されます。

#### ② 契約更新の回数が1回以上

#### ③ 通算5年を超えて契約をしてきた使用者との間で現在も契約している

無期契約期間の前の通算契約期間	契約がない期間（無契約期間）
2ヶ月以下	1ヶ月以上
2ヶ月超～4ヶ月以下	2ヶ月以上
4ヶ月超～6ヶ月以下	3ヶ月以上
6ヶ月超～8ヶ月以下	4ヶ月以上
8ヶ月超～10ヶ月以下	5ヶ月以上
10ヶ月超～	6ヶ月以上

### ■ 無期労働契約に転換するメリット

企業側・労働者側双方にとって以下のようなメリットが考えられます。

#### 企業側

- ・会社の実務や事情等に精通する無期労働契約の社員を比較的容易に獲得できる。
- ・長期的な視野に立って社員育成を実施することが可能になる。

#### 労働者側

- ・雇用の不安定な有期労働契約から無期労働契約に転換することで、安定的かつ意欲的に働くことができる。
- ・長期的なキャリア形成を図ることができる。

■ **雇止めについて** 有期労働契約の満了前に使用者が契約期間や更新回数の上限を一方的に設けるなど、法律の趣旨に反するような雇止めは労使トラブルに発展する可能性がありますので、慎重な対応が必要です。

詳細は、参考資料・厚生労働省「無期転換ハンドブック」<https://muki.mhlw.go.jp/policy/handbook2019.pdf> をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。